



静岡県公報



目次

告示

電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	(道路保全課)2241
道路の区域の変更.....	(")2242
道路の供用の開始.....	(")2242
時ヶ谷ナガウタリ急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(砂防課)2242
牧之郷アラク急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(")2243
連源寺急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(")2244
マンガ静岡県史売上金の徴収事務の委託.....	(社会教育課)2245

公告

宅地建物取引業法第67条の規定による公告.....	(住まいづくり課)2245
一般競争入札の公告について.....	(職業能力開発課)2245
家畜伝染病の発生.....	(畜産課)2247
静岡都市計画区域の変更.....	(都市計画課)2247
静岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更.....	(")2248
静岡都市計画区域区分の変更.....	(")2248
裾野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全方針の変更.....	(")2256
裾野都市計画区域区分の変更.....	(")2257
御殿場小山広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更.....	(")2257
御殿場小山広域都市計画区域区分の変更.....	(")2258
磐田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更.....	(")2258
磐田都市計画区域区分の変更.....	(")2259
市営土地改良事業同意.....	(農地整備課)2259

公安委公告

猟銃等講習会(初心者)の開催.....	(保安課)2260
---------------------	-------	-----------

告示

静岡県告示第648号

次のように電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年9月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

道路の種類	路線名	区 間	上り、下り又は上下線
県 道	三島停車場線	三島市芝本町1617番の1から 三島市本町1724番の3まで	上下線

静岡県告示第649号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成22年9月24日から2週間浜松土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			
		区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)
一 国 般 道	301号	湖西市大知波字カン崎 1184番の1から	前	20.3～22.7	46.1
		湖西市大知波字カン崎 1182番の1まで	後	20.3～23.3	46.1
		湖西市大知波字カン崎 1186番の1地内	前	21.6～22.4	24.8
			後	21.6～22.3	24.8

静岡県告示第650号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成22年9月24日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
焼津榛原線	焼津市利右衛門字天王1112番の2から 焼津市飯淵字中区1367番の32まで	平成22年9月24日

静岡県告示第651号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成22年9月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

- (1) 区域の名称
時ヶ谷ナガウタリ 急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 区域の表示
次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区	町	大字	字	地番	
藤枝市			時ヶ谷	五鬼免	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線に囲まれた区域	
					1203 - 2	1号
					"	2号
					"	3号
					"	4号
					"	5号
					"	6号
					ナガウタリ	7号
					"	8号
					"	9号
					"	10号
					"	11号
					"	12号
					五鬼免	13号
					ナガウタリ	14号
					"	15号
					五鬼免	16号
					"	17号
"	18号					

~~~~~

静岡県告示第652号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成22年9月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

- (1) 区域の名称  
牧之郷アラク 急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 区域の表示  
次に掲げる標柱により表示された土地

| 郡市  | 区 | 町 | 大字  | 字    | 地番                                                     |    |
|-----|---|---|-----|------|--------------------------------------------------------|----|
| 伊豆市 |   |   | 牧之郷 | 合掌寺  | 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた区域 |    |
|     |   |   |     |      | 689 - 1                                                | 1号 |
|     |   |   |     |      | "                                                      | 2号 |
|     |   |   |     | アラク山 | 1278 - 4                                               | 3号 |

|  |  |  |      |               |     |
|--|--|--|------|---------------|-----|
|  |  |  | 馬場   | 1280          | 4号  |
|  |  |  | "    | 1284 - 1      | 5号  |
|  |  |  | "    | 1286 - 78     | 6号  |
|  |  |  | "    | 1284 - 1      | 7号  |
|  |  |  | アラク  | 754 - 1 地先道路敷 | 8号  |
|  |  |  | "    | 754 - 1 地先道路敷 | 9号  |
|  |  |  | アラク  | 691           | 10号 |
|  |  |  | "    | 691           | 11号 |
|  |  |  | "    | 691           | 12号 |
|  |  |  | アラク山 | 1278 - 2      | 13号 |
|  |  |  | 合掌寺  | 687           | 14号 |

~~~~~

静岡県告示第653号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成22年9月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

(1) 区域の名称

連源寺 急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区	町	大 字	字	地 番	
伊豆の国市			中 條	連 源 寺	144 - 1	1号
				"	146	2号
				西 大 洞	477 - 1	3号
				"	477 - 1	4号
				"	477 - 1	5号
				"	477 - 1	6号
				寺 家 守 山	1208 - 1	7号
				"	1209 - 1	8号
				"	1209 - 1	9号
				"	1209 - 1	10号
				池 島	87 - 1	11号
				"	90	12号
				"	93 - 1	13号
				中 條 連 源 寺	127 - 1	14号
				"	481	15号
				"	144 - 1	16号

			”	144 - 1	17号
--	--	--	---	---------	-----

静岡県告示第654号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、マンガ静岡県史の売上金徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年9月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 販売金額
幕末・維新編、天下統一編 各1部 1,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 2 徴収受託者

販売期間	徴収受託者	所在地	電話番号
平成22年8月10日から 平成23年3月31日まで	社会福祉法人明光会	静岡市葵区慈悲尾180番地	054 - 278 - 7005
平成22年8月10日から 平成23年3月31日まで	株式会社吉見書店	静岡市葵区七間町3番地	054 - 252 - 0157
平成22年8月10日から 平成23年3月31日まで	有限会社太陽堂書店	静岡市清水区草薙1 - 丁目8 - 16	054 - 345 - 2455
平成22年8月10日から 平成22年10月31日まで	株式会社谷島屋静岡本部	静岡市葵区呉服町2丁目5 - 5	054 - 254 - 1301
平成22年8月20日から 平成23年3月31日まで	株式会社江崎書店	静岡市葵区呉服町2丁目6 - 8	054 - 254 - 4481

公 告

次の宅地建物取引業者の事務所が確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条の規定により公告する。

なお、30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成22年9月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

商号又は名称	事務所所在地	代表者	免許証番号
八洲不動産株式会社	静岡市葵区安東一丁目8番22号	加藤 進	静岡県知事(8)第4922号
株式会社テール駿府	静岡市葵区駿府町1番25号	曾田ムツ子	静岡県知事(1)第12698号

下記の賃貸借について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則(平成39年静岡県規則第13号)第34条の規定に基づき公告する。

平成22年9月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 入札執行者
静岡県知事 川勝 平太
- 2 調達内容

(1) 入札番号

沼技専総第78号

(2) 賃貸借物品及び数量

インターネット設備 一式

(3) 賃貸借物品の特質等

仕様書のとおり。

(4) 賃貸借期間

平成22年12月1日(水)から平成27年11月30日(月)まで

(5) 賃貸借場所

静岡県沼津市大岡4044 - 24

静岡県立沼津技術専門校

(6) 入札方法

総価による。郵送又は電送による入札は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 静岡県の物品調達に係る供給業者指名停止基準による指名停止期間中の者でないこと。

(4) 物品調達後の保守について、平日の9:00から17:00までに障害の連絡を受けた場合、原則として2時間以内に対応がとれること。

4 入札者に求められる義務

(1) 納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。

(2) 物品の納入後、修理、点検その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

5 入札説明書の配布期間、配布場所及び担当部署等

(1) 配布期間

平成22年9月24日(金)から平成22年10月12日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から午後5時まで

(2) 配布場所及び担当部署

〒410 - 0022 静岡県沼津市大岡4044 - 24 静岡県立沼津技術専門校 総務課

電話番号 055 - 925 - 1113

(3) 入札説明会

日時 平成22年9月30日(木)午後2時

場所 静岡県立沼津技術専門校 本館棟2階 会議室

6 入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された申込書及び関係資料を平成22年10月12日(火)午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に入札説明書の配布場所に提出すること。ただし、電送による申込みは認めない。

7 入札手続等

- (1) 入札執行日時
平成22年10月15日 (金) 午後 2 時
- (2) 入札執行場所
静岡県立沼津技術専門学校 本館棟 2 階 会議室
電話番号 055 - 925 - 1113

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札に関する条件に違反した者の入札又は入札参加申込書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第 3 項及び施行令第167条の10第 1 項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) この公告に係る契約は、長期継続契約とする。

~~~~~

家畜伝染病の発生があったので、家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第13条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 9 月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

| 病名   | 畜種 | 発生年月日          | 患畜及び疑似患畜の区分 | 発生頭羽群数 | 転帰  | 発生地域 |
|------|----|----------------|-------------|--------|-----|------|
| ヨーネ病 | 牛  | 平成22年<br>7月21日 | 患畜          | 1 頭    | 命令殺 | 富士宮市 |

~~~~~

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。
平成22年 9 月24日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川 勝 平 太
記

- 1 都市計画の種類及び名称
静岡都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市計画課

(郵便番号420 - 8601 静岡市葵区追手町 9 - 6)

静岡市役所都市計画部都市計画課

(郵便番号420 - 8602 静岡市葵区追手町 5 - 1)

4 縦覧期間

平成22年 9 月 24 日 (金) から平成22年10月 8 日 (金) まで

(閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)

~~~~~

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。

平成22年 9 月 24 日

静 岡 県

上記代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

記

1 都市計画の種類及び名称

裾野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市計画課

(郵便番号420 - 8601 静岡市葵区追手町 9 - 6)

裾野市役所産業建設部都市計画室

(郵便番号410 - 1192 裾野市佐野1059)

4 縦覧期間

平成22年 9 月 24 日 (金) から平成22年10月 8 日 (金) まで

(閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)

~~~~~

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第 5 条第 6 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、都市計画区域を変更したいので、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。

平成22年 9 月 24 日

静 岡 県

上記代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

記

1 都市計画の種類及び名称

静岡都市計画区域

2 都市計画を定める土地の区域

別記のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市計画課

(郵便番号420 - 8601 静岡市葵区追手町 9 - 6)

静岡市役所都市計画部都市計画課

(郵便番号420 - 8602 静岡市葵区追手町5 - 1)

4 縦覧期間

平成22年9月24日(金)から平成22年10月8日(金)まで
(閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)

(別記)

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

静岡県静岡市のうち次の区域(地先公有水面を含む)

葵区追手町、駿府町、城内町、駿府公園、呉服町一丁目、呉服町二丁目、両替町一丁目、両替町二丁目、七間町、人宿町一丁目、人宿町二丁目、常磐町一丁目、常磐町二丁目、常磐町三丁目、昭和町、紺屋町、御幸町、中町、馬場町、富士見町、金座町、車町、宮ヶ崎町、上桶屋町、安倍町、八千代町、柚木町、茶町一丁目、茶町二丁目、土太夫町、錦町、葵町、住吉町一丁目、住吉町二丁目、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、八番町、上石町、研屋町、梅屋町、屋形町、大工町、大鋸町、通車町、新富町一丁目、新富町二丁目、新富町三丁目、新富町四丁目、新富町五丁目、新富町六丁目、上新富町、本通一丁目、本通二丁目、本通三丁目、本通四丁目、本通五丁目、本通六丁目、本通七丁目、本通八丁目、本通九丁目、本通十丁目、本通西町、新通一丁目、新通二丁目、川越町、弥勒一丁目、弥勒二丁目、幸町、駿河町、双葉町、駒形通一丁目、駒形通二丁目、駒形通三丁目、駒形通四丁目、駒形通五丁目、駒形通六丁目、安西一丁目、安西二丁目、安西三丁目、安西四丁目、安西五丁目、黒金町、栄町、伝馬町、東町、日出町、相生町、横田町、鷹匠一丁目、鷹匠二丁目、鷹匠三丁目、東鷹匠町、音羽町、春日町、太田町、瓦場町、横内町、巴町、東草深町、水落町、西草深町、長谷町、浅間町一丁目、浅間町二丁目、安東柳町、安東一丁目、安東二丁目、安東三丁目、城東町、大岩宮下町、丸山町、大岩本町、片羽町、材木町、末広町、井宮町、水道町、神明町、若松町、北番町、辰起町、柳町、田町一丁目、田町二丁目、田町三丁目、田町四丁目、田町五丁目、田町六丁目、田町七丁目、南田町、清閑町、桜木町、天王町、吉野町、川辺町一丁目、川辺町二丁目、西門町、長沼一丁目、長沼二丁目、長沼三丁目、宮前町、春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目、南安倍一丁目、南安倍二丁目、平和一丁目、平和二丁目、平和三丁目、昭府一丁目、昭府二丁目、昭府町、秋山町、堤町、伊呂波町、上沓谷町、緑町、西千代田町、銭座町、沓谷一丁目、沓谷二丁目、沓谷三丁目、沓谷四丁目、沓谷五丁目、沓谷六丁目、川合一丁目、川合二丁目、川合三丁目、古庄一丁目、古庄二丁目、古庄三丁目、古庄四丁目、古庄五丁目、古庄六丁目、松富一丁目、松富二丁目、松富三丁目、松富四丁目、上传馬、美川町、新伝馬一丁目、新伝馬二丁目、新伝馬三丁目、桜町一丁目、桜町二丁目、与一一丁目、与一二丁目、与一三丁目、与一四丁目、与一五丁目、与一六丁目、北安東一丁目、北安東二丁目、北安東三丁目、北安東四丁目、北安東五丁目、大岩一丁目、大岩二丁目、大岩三丁目、大岩四丁目、大岩町、上足洗一丁目、上足洗二丁目、上足洗三丁目、上足洗四丁目、千代田一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目、千代田五丁目、千代田六丁目、千代田七丁目、東千代田一丁目、東千代田二丁目、東千代田三丁目、竜南一丁目、竜南二丁目、竜南三丁目、城北二丁目、岳美一丁目、上土一丁目、上土二丁目、唐瀬一丁目、唐瀬二丁目、唐瀬三丁目、瀬名川一丁目、瀬名川二丁目、瀬名川三丁目、瀬名中央一丁目、瀬名中央二丁目、瀬名中央三丁目、瀬名中央四丁目、東瀬名町、南瀬名町、瀬名一丁目、瀬名二丁目、瀬名三丁目、瀬名四丁目、瀬名五丁目、瀬名六丁目、瀬名七丁目、山崎一丁目、山崎二丁目、千代一丁目、千代二丁目、建穂一丁目、建穂二丁目の各全部大字長沼、大字柚木、大字籠上、大字松富上組、大字福田ヶ谷、大字上足洗、大字千代田、大字城北、大字上土新田、大字薬師、大字諏訪、大字立石、大字観山、大字加藤島、大字豊地、大字川合新田、大字沓谷、大字川合、大字大岩、大字芝原、大字牛田、大字野丈、大字池ヶ谷、大字池ヶ谷東、大字岳美、大字南、大字有永、大字羽高、大字柳原、大字赤松、大字前林、大字漆山、大字平柳、大字天神前、大字瀬名、大字長尾、大字安倍口団地、大字安倍口新田、大字与左衛門新田、大字東、大字流通センター、大字南沼上、大字遠藤新田、大字藤兵衛新田の各全部

大字平山字灰結、字広場、字伝士平、字西、字小畑、字上、字天王坂、字僧宇津、字天王平、字立道

大字北沼上字キリン久保、字冥加、字栗場島、字森ノ窪、字日影平、字川合野、字向島、字木村、字村下、字岩鼻、字荷取場、字鷲ノ谷、字諏訪、字北谷津、字井戸ノ谷、字徳倉、字足ノ谷、字菖蒲ヶ谷、字見洗戸、字三滝ヶ谷、字膳柵、字オンザイ、字寺前、字北ノ谷、字無生ヶ谷、字権八ヶ谷、字薬師ヶ谷、字宝録ヶ谷、字塩田、字小淵ヶ谷、字コバシツメ、字横上

大字北字大ノ田、字柳田、字下ノ条、字玉木田、字大門、字上ノ条、字中ノ条、字久保田、字神子面、字大日前、字大橋、字天神前、字今宮、字宮ノ前、字道谷津、字内名引、字五反田、字西山、字時ヶ谷前、字谷久保、字十一石、字平柳、字草場前

大字下字橋沢、字下ノ谷、字中条、字下ノ谷前、字上ノ谷、字上ノ谷前、字後山、字後山道西、字沢奥、字杭ノ谷、字和田、字中山、字鯨池、字鴻の巣、字山田上、字山田下、字久保田、字御殿場、字昼井戸、字山脇、字銚子口、字大縄上、字大縄下、字柿内、字揚り土、字丸ヶ崎、字中山、字新新田、字堤下、字新田、字蔵原新田、字陣ヶ久保

大字門屋字下宮田、字内宮田、字外宮田、字雷屋根、字中宮田、字丸山、字大段、字鯉ノ奥、字向山、字苗木山、字村前、字一ト段山、字坂ノ山、字早稲田、字沢尾、字島瘦殿、字奥村、字宮脇、字裏山、字天神山、字天神、字野田山、字風条下、字寺尾、字割島、字出口、字寺脇、字元屋敷、字沢尻、字石脇

大字牛妻字白沢、字笹子、字笹子内、字笹子外、字七九天、字小割、字中島、字本割、字ニケン割、字上九尺、字五尺、字小沢、字中沢、字向山、字丹野口、字馬見ド、字新高、字下新割、字割高、字籠下、字工新田、字丹野、字籠山、字大森、字平、字宮脇、字森谷沢、字成沢口、字住吉

大字津渡野字町屋原、字村入口、字下段、字上段、字上ノ山、字田バタ、字向カイト、字沢バタ、字細木、字細木日影、字沢口

大字郷島字沢ノ原、字南地、字宮ノ上、字向下、字ママ下、字上向、字上ノ山、字房平、字マノ下、字三五神原、字野田平坂、字中新、字古新、字小田、字ナロウ

大字俵沢字外原、字前田、字杉沢、字坂下、字身洗場、字上村、字大淵、字築地下、字嶋平、字沢奥

大字油島字沢奥、字水入沢、字宮下、字青木、字金場、字上ノ山、字上平、字南久保

大字松野字神谷沢、字日向山、字村入口、字横苅、字野田半、字月見里、字南平、字川島地、字地岸沢、字背戸山、字垣外、字上平、字井戸、字十二天、字北原、字別所、字笹原、字弁天、字スケン沢、字ポッコウ、字穴久保、字日影、字田屋原、字羽倉、字堂ノ畔、字アカリ、字水久保、字谷口、字沼尻、字ワダジマ

大字油山字上ノ原、字日向山、字後山、字川辺、字内田、字村前、字社古土下、字神明上、字下、字チンジウ上、字吉田坪、字ブンヨウドウ、字寺門前

大字足久保口組字谷口、字原田、字札ノ辻、字一免原、字井ノ上、字坂下、字神明原、字釜洞

大字足久保奥組字関所原、字トウゲ沢、字下ト井原、字中平、字堀下、字栗島、字背戸ノ山、字東相沢口、字西相沢口、字コンゴウダン、字西栗島、字陣ヶ戸下、字西海戸、字中村、字村前、字大沢口、字漆久保、字飛沢、字大原

大字中ノ郷字村前、字不動沢、字不動沢前、字崩山、字和田

大字内牧字芝、字天王原、字外宮、字内宮、字柳原、字山崎、字ヲウヌマ、字川原敷、字ヒロカイト、字サイホウジ、字ママノ上、字カイクイト

大字幸庵新田字宮下、字大川原、字半兵ヶ奥、字元屋敷、字ミタケドフ、字立岡、字ウワン沢、字茶ノ木カイド、字善正田、字カナガヘト、字カイド、字向山、字藪崎、字西ヶ谷口、字嘉平島、字中島、字馬繕場

大字西ヶ谷字芝田、字古田、字横町、字八ヶ谷、字新坂、字向山、字立岡、字沢口、字エサイ、字

小猿沢、字サカサ扇子、字上奥、字町通下、字町通上、字山野崎、字八ヶ谷前、字土橋下、字イカリ畑、字向屋敷、字宮上、字寺門前、字大久保、字後山、字下屋敷、字大道上、字札場、字木揚場、字沢向

大字慈悲尾字一ノ口、字寺中、字井戸久保、字下ノ谷、字川東

大字建穂字青木原、字東谷、字山内、字池ヶ谷、字夕日、字青木、字祢宜山、字ミツ石、字糟尾、字赤松峠

大字千代字背戸ノ山、字箕輪、字ドイノヤマ、字向山、字黒岩、字河原平、字上ノ谷、字夕日、字日影谷、字下ノ谷、字吹付、字日向、字惣兵衛清、字杉谷、字藪畑、字青木、字猫屋敷、字狐久保、字久保田、字セトノヤマ

大字羽鳥字村上、字上ノ原、字上原、字久佳、字美郷、字菖蒲田、字島路、字堀ノ内、字森上、字山崎、字柳坪、字柿田、字笛吹、字吉添、字荒屋、字の場、字山脇、字桶山、字水倉、字平殿、字笠原、字寺ヶ谷、字樋之山、字青山、字御所ノ谷

大字新聞字見性寺前、字源田川新田、字源田川、字新聞口、字村口、字山田、字笈縄、字梨沢、字中村、字小屋、字源田

大字谷津字向上、字中ノ原、字谷ノ前、字非生、字谷津原、字谷津、字西側、字小谷沢、字谷ノ沢、字谷津平、字河原平、字上ノ原、字座王前、字御園原、字出口

大字大原字ヒテシマ、字外原、字只間、字八幡原、字横崎、字横山、字諸谷、字寺ヶ沢、字カタセ、字稲木山、字夜打島、字夜打島上、字寺ヶ谷山、字谷沢、字上ヶ谷戸、字宮沢、字長戸路、字長戸路山、字仏根沢、字仏沢、字ワゴ、字イノシマ、字森原、字小山沢口、字中アブ、字湯沢口、字下原

大字富沢字屋敷下、字元川原、字森山、字押出、字道合、字川久保、字安西川、字ママシタ、字横乗道下、字横乗道上、字ヤマワ、字家ノ下、字道下、字寺下、字家ノ上、字屋敷上、字庄司開戸、字トウスノモリ、字島尻外下、字畠田道下、字中道、字苗代間、字ヲチマ、字アメミ道下、字ヒエマ、字アカリヤ、字ニンベ屋敷、字久保田、字チュウネンハウ、字天白前、字ミノクチ、字宮島、字神明山、字江ノ尻、字宮島上ノ段天神山、字天神下、字天神前、字青ノ木家ノ上、字釜戸、字カミシタ、字蛇石、字カワバタ、字山神、字野原

大字奈良間字家ノキワ、字家ノ前、字八重ヶ瀬、字大林、字下村、字夜打島井戸下、字家ノワキ、字夜打島、字タルサワ口、字砂ゴマ横、字ツイヂワキ、字堂前、字村上、字家ノ下、字ミゾハタ、字森前

大字富厚里字奈良間境、字大六天脇、字大道端、字八重ヶ瀬原、字大道川端、字大川端、字クッチョ、字水神原、字下海戸、字間々下、字六兵工家ノ下、字桃平、字大久保、字寺下、字向原、字沢尻中島、字野御獄、字丸山、字ウソ沢、字家廻り、字大川端下、字大道下、字塩入口、字権現原、字中原、字ウタコ原、字井口、字大道端下、字杉沢口、字山栗原、字外沢端、字小林新田

大字小瀬戸字池田、字中ノ原、字牛込、字小島、字石場、字寺下、字中村、字大畠、字家ノド、字家ノ横、字向上、字後原、字法寿庵、字竹沢平、字宮ノ洞、字若宮原、字常進屋敷、字前田、字向田、字ウソン沢、字森ノ腰、字天神山、字打上、字早稲田、字八ネツルベ、字宮前、字日ノ熊、字蕨沢、字大平、字町田、字藪下、字右工門屋敷、字ゴシノ谷、字上ノ原

大字飯間字山根、字藁沢、字キタカイト、字中村、字大カーブ、字和勿、字榎田、字後原

大字吉津字宮下、字谷口、字中村、字下中村、字下谷口、字ケタリ、字堤下、字中河原、字出口、字内田、字追出山、字樋ノ沢、字西平、字宮前、字山ノ根、字中原通、字新田、字寺坂

大字産女字追出シ、字向山、字養子庵、字寺ノ谷、字ミノ口

大字牧ヶ谷字ホリ、字南ヶ谷、字西ノ谷、字谷津、字提間、字本水門山下道、字本水門下中通、字新水門下中通、字堤添通、字千代道下北道、字川久保通子高入新田、字千代道下山下道、字深谷、字川原平、字向山、字カクボ、字天神、字金比羅山、字本水門山下通、字千代田道下北

通、字千代田道下北道、字堤間

大字牧ヶ谷2001番の1から2001番の8まで、2002番の1から2002番の3まで、2003番、2004番、2005番の1、2005番の2、2006番から2034番まで、2035番の1から2035番の3まで、2036番から2043番まで、2044番の1、2044番の2、2045番から2090番まで、2091番の1、2092番の2、2092番、2093番、2094番の1から2094番の3まで、2095番の1から2095番の3まで、2096番から2103番まで、2104番の1、2104番の2、2105番から2122番まで、2123番の1から2123番の3まで、2124番から2131番まで、2132番の1、2132番の2、2133番から2135番まで、2136番の1、2136番の2、2137番から2141番まで、2142番の1から2142番の3まで、2143番の1から2143番の3まで、2144番から2146番まで、2147番の1から2147番の3まで、2148番、2149番の1、2149番の2、2150番から2166番まで、2167番の1、2167番の2、2168番の1、2168番の2、2169番の1、2169番の2、2170番から2176番まで、2177番の1から2177番の3まで、2178番、2179番の1、2179番の2、2181番から2184番まで、2185番の1、2185番の2、2186番の1、2186番の2、2187番から2189番まで、2190番の1、2190番の2、2191番から2193番まで、2194番の1、2194番の2、2195番、2196番の1から2196番の3まで、2197番から2201番まで、2202番の1、2202番の2、2203番から2205番まで、2206番の1から2206番の5まで、2207番の1、2207番の2、2208番から2230番まで、2231番の1から2231番の6まで、2232番、2233番の1から2233番の4まで、2234番から2236番まで、2237番の1、2237番の2、2238番、2239番の1から2239番の8まで、2240番から2244番まで、2245番の1から2245番の4まで、2246番の1、2246番の2、2247番から2266番まで、2267番の1、2267番の2、2268番から2276番まで、2277番の1、2277番の2、2278番から2326番まで、2327番の1、2327番の2、2328番の1、2328番の2、2329番の1、2329番の2、2330番から2358番まで、2359番の1、2359番の2、2360番から2371番まで、2372番の1から2372番の3まで、2373番、2374番の1、2374番の2、2375番、2376番の1、2376番の2、2377番から2382番まで、2383番の1から2383番の3まで、2384番から2387番まで、2388番の1から2388番の3まで、2389番から2412番まで、2413番の1、2413番の2、2414番、2415番、2416番の1、2416番の2、2417番の1、2417番の2、2418番、2419番、2420番の1から2420番の3まで、2421番から2429番まで、2430番の1、2430番の2、2431番の1、2431番の2、2432番から2436番まで、2437番の1、2437番の2、2438番から2465番まで、2466番の1、2466番の2、2467番から2469番まで、2470番の1、2470番の2、2471番から2476番まで、2477番の1から2477番の3まで、2478番、2479番、2480番の1、2480番の2、2481番の1、2481番の2、2482番から2512番まで、2513番の1、2513番の2、2514番から2590番までの各全部

大字平山字古本地、字向山、字細尾羽根、字灰結山、字細野山、字ワル沢

大字北沼上字庚申山、字野反沢、字新床、字鑄物師山、字松尾、字塩沢、字蛭沢、字田ヶ沢、字桃ノ木、字宮沢、字上厚田、字郷道坪、字小蛭中、字上屋敷、字ヲゴウ

大字北字谷津、字滝ノ谷、字丈光寺、字池ヶ谷、字柳沢

大字下字鞍沢、字沢尻山、字貉石

大字牛妻字シダモリ、字柿久保、字東沢、字小峰、字成沢八坂、字ゼンブ沢

大字野田平字小田、字金場、字上小田

大字松野字小松野

大字油山字大下山、字ヨウチガヤ

大字足久保口組字法事ヶ谷、字舟沢、字松崎、字諸川、字八十田、字丈沢

大字足久保奥組字紙ヤザワ、字寺段、字法明寺、字平代、字上ノ段、字ジンガトウ、字陣力戸山、字南沢

大字中ノ郷字川原平、字吉川、字村上、字小塚ヶ谷、字居村、字鏡ヶ谷

大字内牧字池ヶ谷、字テラガヤ、字キセ川、字宮川、字門村、字サセヤ、字セイチ、字牛房谷、字

キャウタイヤト、字上テラガヤ

大字慈悲尾字宮川、字二軒家、字牛房ヶ谷、字出口、字老ヶ谷、字田ヶ谷

大字建穂字宮城山、字糟尾山

大字千代字小沢山、字ナカラシミ子

大字羽鳥字江木ノ谷、字久住奥

大字新聞字楠ヶ谷、字小楠ヶ谷、字杉ノ谷、字月ヶ谷、字大沢口、字神足、字日影、字上日影、字久住奥沢、字寺下、字横尾、字都沢、字宮島、字和田

大字谷津字日影山、字貫ノ沢口、字御園

大字大原字谷サキ沢、字小舟沢、字釜戸、字ウツキ沢

大字富沢字西川、字ヲバツフト、字コロヒカゲ、字タチバナ沢、字島尻、字ヒノクマ、字釜ノ段神宿、字イノコサワ、字青木向、字坪木平、字桐ノ久保

大字奈良間字家ノ上、字クルミ沢

大字富厚里字八重ヶ瀬、字山ノ神、字日影沢、字家ノ上、字ヨウケナシ、字ヒハクボ、字大久保

大字小瀬戸字板谷島、字淵脇、字養源山、字神明、字堀田久保、字日影、字谷川地、字樋沢、字塩田、字居廻、字崩山、字崩沢

大字飯間字内外ト、字前田、字栗ヶ沢、字番匠カイト、字横尾、字小沢

大字吉津字大久保、字下ノ谷、字馬久津

大字産女字産女

大字牧ヶ谷字小沢、字小深谷、字桂沢、字水呑、字桜川、字大久保、字西中山の各一部

駿河区宮本町、馬淵一丁目、馬淵二丁目、馬淵三丁目、馬淵四丁目、中田一丁目、中田二丁目、中田三丁目、中田四丁目、稲川一丁目、稲川二丁目、稲川三丁目、泉町、南町、大和一丁目、大和二丁目、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、南八幡町、大坪町、森下町、さつき町、豊原町、小黒一丁目、小黒二丁目、小黒三丁目、豊田一丁目、豊田二丁目、豊田三丁目、曲金一丁目、曲金二丁目、曲金三丁目、曲金四丁目、曲金五丁目、曲金六丁目、曲金七丁目、弥生町、小鹿一丁目、小鹿二丁目、小鹿三丁目、南安倍三丁目、寿町、新川一丁目、新川二丁目、西中原一丁目、西中原二丁目、石田一丁目、石田二丁目、石田三丁目、中村町、用宗一丁目、用宗二丁目、用宗三丁目、用宗四丁目、用宗五丁目、有東一丁目、有東二丁目、有東三丁目、有明町、国吉田一丁目、国吉田二丁目、国吉田三丁目、国吉田四丁目、国吉田五丁目、国吉田六丁目、中田本町、津島町、緑が丘町、丸子一丁目、丸子二丁目、丸子三丁目、丸子四丁目、丸子五丁目、丸子六丁目、丸子七丁目、北丸子一丁目、北丸子二丁目、丸子芹が谷町、東新田一丁目、東新田二丁目、東新田三丁目、東新田四丁目、東新田五丁目、みずほ一丁目、みずほ二丁目、みずほ三丁目、みずほ四丁目、みずほ五丁目、下川原一丁目、下川原二丁目、下川原三丁目、下川原四丁目、下川原五丁目、下川原六丁目、桃園町、光陽町、小坂一丁目、小坂二丁目、小坂三丁目、用宗巴町、用宗城山町、用宗小石町、広野一丁目、広野二丁目、広野三丁目、広野四丁目、広野五丁目、広野六丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目、登呂一丁目、登呂二丁目、登呂三丁目、登呂四丁目、登呂五丁目、登呂六丁目、敷地一丁目、敷地二丁目、宮竹一丁目、宮竹二丁目、高松一丁目、高松二丁目の各全部

大字八幡山、大字曲金、大字小鹿、大字栗原、大字国吉田、大字聖一色、大字池田、大字見瀬、大字中原、大字中野新田、大字西脇、大字中島、大字西島、大字下島、大字手越、大字丸子新田、大字東新田、大字上川原、大字手越原、大字鎌田、大字寺田、大字下川原、大字青木、大字大和田、大字小坂、大字石部、大字港、大字用宗、大字広野、大字水上、大字宮川、大字西大谷、大字恩田原、大字片山、大字大谷、大字高松、大字西平松、大字中平松、大字青沢、大字古宿、大字広野海岸通、大字安居、大字根古屋、大字中吉田、大字平沢、大字谷田の各全部

大字向敷地字金山東、字東林寺前、字山脇、字尾崎、字吉の内、字木ノ下、字松雲寺前、字寺ノ上、字坂西通、字大段、字庫裡下通、字鎮守段、字前田通、字藪下、字三ツ橋、字銀杏木、字

下川原、字上川原、字石原田、字堀谷、字井上、字堀ノ内、字吉綱、字家見、字舟山、字向ヶ谷久保、字猿郷前、字小山、字地頭、字上堀合、字小屋敷、字国松、字久保田、字西山、字木の上

大字丸子字細工所東、字細工所西、字井尻、字戸斗ノ谷、字宗小路、字沢川、字元宿、字二軒屋、字舟川、字逆川、字佐渡、字尻高、字宿最寄、字日垣、字長源寺前、字泷、字四反田、字金丸、字道免想、字芹ヶ谷

大字宇津ノ谷字荒所下、字逆川、字平一里山、字柿ノ木下、字天神下、字立沢口、字立沢、字荒新窪、字向ノ沢、字平段、字大黒沢、字谷ノ奥、字勝山、字俣下、字坂ノ山、字滝ノ谷、字水呑、字下小沢、字後呂川、字木沢、字貴舟沢、字天神沢、字崩山、字芋地川、字広畑、字宇津ノ谷の各全部

大字向敷地字楠ヶ沢、字細谷、字境ノ沢

大字丸子字泉ヶ谷、字大鉦、字赤目ヶ谷、字戸斗前、字小豆川、字井戸沢

大字宇津ノ谷字弥八ヶ沢、字大日影ノ内、字大日影、字東舟の各一部

清水区旭町、相生町、矢倉町、島崎町、辻一丁目、辻二丁目、辻三丁目、辻四丁目、辻五丁目、真砂町、秋吉町、宮下町、本郷町、江尻台町、永楽町、天神一丁目、天神二丁目、大手一丁目、大手二丁目、大手三丁目、宮代町、巴町、小芝町、二の丸町、江尻町、江尻東一丁目、江尻東二丁目、江尻東三丁目、宝町、銀座、淡島町、入江一丁目、入江二丁目、入江三丁目、入江岡町、入江南町、追分四丁目、新富町、鶴舞町、元城町、東大曲町、西大曲町、桜橋町、桜が丘町、大坪一丁目、大坪二丁目、追分一丁目、追分二丁目、追分三丁目、堂林一丁目、堂林二丁目、浜田町、上清水町、千歳町、春日一丁目、春日二丁目、西高町、青葉町、下清水町、梅が岡、梅田町、南岡町、岡町、上一丁目、上二丁目、本町、清水町、美濃輪町、万世町一丁目、万世町二丁目、富士見町、松原町、入船町、港町一丁目、港町二丁目、築地町、日の出町、松井町、清開一丁目、清開二丁目、清開三丁目、八千代町、庄福町、三光町、船越東町、船越南町、北矢部町一丁目、北矢部町二丁目、中矢部町、月見町、神田町、川原町、大沢町、幸町、上力町、村松一丁目、村松原一丁目、村松原二丁目、村松原三丁目、日立町、緑が丘町、新緑町、向田町、沼田町、駒越東町、駒越南町、駒越北町、駒越中一丁目、駒越中二丁目、駒越西一丁目、駒越西二丁目、殿沢一丁目、殿沢二丁目、迎山町、港南町、折戸一丁目、折戸二丁目、折戸三丁目、折戸四丁目、折戸五丁目、高橋南町、高橋一丁目、高橋二丁目、高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目、高橋六丁目、弥生町、八坂南町、八坂北一丁目、八坂北二丁目、八坂東一丁目、八坂東二丁目、八坂西町、飯田町、下野町、下野東、下野西、下野北、下野中、下野緑町、蜂ヶ谷南町、石川新町、石川本町、天王南、天王東、天王西、渋川一丁目、渋川二丁目、渋川三丁目、有度本町、七ツ新屋一丁目、七ツ新屋二丁目、上原一丁目、上原二丁目、馬走北、馬走坂の上、御門台、平川地、長崎南町、草薙一丁目、草薙二丁目、草薙三丁目、草薙杉道一丁目、草薙杉道二丁目、草薙杉道三丁目、草薙一里山、草薙北、中之郷一丁目、中之郷二丁目、中之郷三丁目、谷田、西久保一丁目、横砂本町、横砂中町、横砂東町、横砂南町、横砂西町の各全部

大字愛染町、大字田町、大字恵比寿町、大字新港町、大字清水村松地先新田、大字南矢部、大字北矢部、大字村松、大字宮加三、大字駒越、大字増、大字蛇塚、大字三保、大字折戸、大字高橋町、大字八坂町、大字下野、大字蜂ヶ谷、大字石川、大字天王町、大字柏尾、大字押切、大字能島、大字鳥坂、大字大内、大字大内新田、大字渋川、大字北脇、大字北脇新田、大字堀込、大字吉川、大字半左衛門新田、大字七ツ新屋、大字上原、大字馬走、大字有東坂一丁目、大字有東坂二丁目、大字有東坂、大字今泉、大字長崎新田、大字長崎、大字楠新田、大字楠、大字草薙、大字中之郷、大字船越、大字船越町、大字船原一丁目、大字船原二丁目、大字木の下町、大字西久保、大字袖師町、大字興津清見寺町、大字興津本町、大字興津中町、大字八木間町、大字谷津町一丁目、大字谷津町二丁目、大字承元寺町、大字興津井上町、大字興津東町の各全部

大字山原字札木、字内赤坂、字外赤坂、字沖田、字根添、字松木田、字清水尻、字外川原、字川原

田、字宮ノ前、字下ノ谷、字中村、字上ノ谷、字上川原、字大谷津、字来迎
 大字梅ヶ谷字外八反田、字芝添、字久保田、字金丸、字倉沢、字大垣、字松下、字楠田、字押切、
 字安合田、字森下、字深田、字塚田、字瘤榎、字六反田、字中原、字山水、字村下、字石原、
 字北畑、字糴田、字森上、字小深田、字和田、字谷津、字外山、字汁垂沢、字柄沢口、字国光
 寺、字二本杉、字三反庄、字堂永田、字柿木沢、字柄沢、字奥川原、字大久保、字中山、字薪
 山、字寺屋敷、字大沢、字蟹ヶ沢
 大字横砂字銭神、字大反田、字永面、字若松、字御堂原、字山ノ鼻、字舞台、字寺西、字寺山岸、
 字宮ノ前、字大平山、字九十九梭、字金谷、字狐ノ窪、字観音山、字山田口、字五平谷、字西
 山、字岩薫、字西山田、字樽ヶ沢、字五右衛門沢、字中尾羽、字東山田、字坊子ヶ谷、字城
 田、字トウトウメキ、字大久保、字日陰沢、字腰巻
 大字庵原町字千日原、字松花、字神明、字一丁田、字榎田、字流田、字杉田、字下川原、字禅洞寺
 下、字西尾田、字柿ノ木田、字小里前、字近藤、字東泉川、字西泉川、字井上田、字姫ノ水、
 字鷺ヶ淵、字芦戸、字扇田、字御屋敷下、字柳ノ下、字石橋、字西川、字櫓下、字下牛王堂、
 字中牛王堂、字上牛王堂、字鶴舞、字弁才、字小谷津、字下山、字千々子谷、字伝滝寺、字与
 左衛門窪、字鶴舞山、字札本、字東外ヶ原、字成街道、字小里、字御屋敷、字小路、字下町
 屋、字小屋敷、字中村、字町屋、字植松、字上植松、字上町屋、字新田、字寺山、字水道、字
 大門、字宮ノ前、字西中村、字外ヶ原、字森下、字松ノ木田、字長沢下、字長沢、字窪田、字
 地藏免、字竹ノ下、字小深田、字下山本、字於仙ヶ谷、字中山本、字円心寺谷、字山本、字浅
 間平、字熊ノ免、字新小路、字谷津田、字宮ノ後、字寺ノ後、字塔作、字勝負釜、字丸山、字
 野中、字大囲、字神小路、字堂ヶ平、字薬師平、字権現、字塔ノ後、字金谷、字井戸沢、字大
 久保、字多良多良
 大字草ヶ谷字宮ノ前、字カキメン、字堀之内、字久保田、字城山、字堂城、字堂ノ裏、字寺ノ中、
 字原平、字西原、字足高、字原下、字寺田、字寺中、字高部、字風呂屋、字弥十、字四重、字
 表門、字町田、字駒形、字弁財、字川久保、字クツソウヶ谷、字大谷沢、字トキヶ谷、字夕日
 請無、字天気林
 大字尾羽字下平、字下落合東前、字的場、字寺崎、字中平、字上平、字池田窪、字草ヶ谷境、字観
 音山、字上平、字西山田、字中段、字東山田、字中山、字東山、字盲谷津、字宮平、字スフ
 リ、字大縄道上、字大縄道下、字川向道上、字越中道、字桜木、字川向道下、字川向久保
 大字原字下川原、字向田、字松花、字千日前、字町田、字松ノ木田、字的場足高、字馬場、字間々
 下、字与左衛門屋敷、字大手前、字宮ノ下、字三池、字三池下、字地の神、字於凌平、字善念
 寺、字金谷川原、字シツテ平、字天王平、字雀田天王前、字雀田の各全部
 大字原字新歩登路、字山田の各一部
 蒲原新田一丁目、蒲原新田二丁目、蒲原一丁目、蒲原二丁目、蒲原三丁目、蒲原四丁目の各全部
 大字蒲原新栄、大字蒲原東の各全部
 大字蒲原神沢字浜道外、字本村、字八木沢、字片瀬、字名切、字反り田、字大門、字西屋敷、字上
 ノ山
 大字蒲原堰沢字道下、字道内、字往還南、字往還北、字川東、字町後、字山ノ岸、字上ノ山
 大字蒲原中字浜道外、字中道通、字往還南、字往還北、字根方、字東峠、字当目
 大字蒲原小金字浜道外、字中道外、字往還南、字宮ノ前、字往還北、字東入口、字宮ノ後、字上ノ
 山、字赤坂
 大字蒲原字硯水、字榊形、字長堰堤外、字中河原、字六本松、字地藏前、字慶徳、字谷津、字池
 田、字嘉右工門堀、字中道下、字操船、字馬洗川、字馬灌州、字浜田、字高浜、字山居沢東、
 字内田、字増田町、字城山、字桑原、字立野、字御殿山、字常楽寺、字観音山、字中尾、字焼
 野、字横巻、字雨堤、字久保、字梅原、字天神上、字榊形向、字榊形向高台、字地震山下、字
 留出東、字六番向道上、字六番向道下、字六千坪、字向島、字稻荷上、字稻荷下、字向下河

原、字前下河原、字豆地、字鍵ノ手、字下馬漕州の各全部
 大字蒲原神沢字大沢
 大字蒲原中字西峠
 大字蒲原小金字蛭沢の各一部
 大字由比字浜、字南西町、字南中町、字南本町、字南新町、字新町、字浜田、字鮫田、字東町、字北新町、字北中町、字北本町、字北西町、字ヌクイ浜田、字鳶ノ尾、字御所ノ前河原、字鳶ノ尾河原、字ヌクイ、字河原、字東方地、字妙沢、字節井、字アワラノ久保、字柿坂、字榎田、字室ヶ谷、字中沢、字腰巻、字地景、字城山、字アヨシ、字片岸、字谷津、字大久保、字八幡下、字城山ノ後
 大字由比北田字船ヶ島、字川久保、字瀬戸、字藪下、字上野、字房ノ下、字下上野、字北田、字鬼谷、字鳶の巣、字奥ノ谷、字関沢谷津、字ガシ山、字ヌクイ、字中村田
 大字由比町屋原字南側、字北側、字井戸尻、字神力道、字後口山、字鬼谷
 大字由比今宿字北側、字南側、字平、字石原沢、字小々路沢、字岩下、字竹ノ尾、字ニラメ沢、字濁り沢、字浜
 大字由比寺尾字立合、字中島、字前浜、字上ノ屋敷、字上ノ久保、字平
 大字由比東倉澤字村下
 大字由比西倉澤字大押沢、字西場、字西沢西、字宮道西、字大沢川西、字大沢東、字浜通、字往還通
 大字由比西山寺字上野、字東連寺、字寺下、字水口
 大字由比阿僧字馬道、字五所、字藤井、字立道、字下外戸、字久保田、字矢野沢、字洲崎、字内外戸、字上外戸、字大当田、字田畑、字北沢、字瘤山、字前田、字大久保、字鍛冶沢、字日影沢、字里宇、字釜土戸、字関沢谷津、字下無奈脇、字白井沢、字上野
 大字由比東山寺字妙沢、字平、字坂下、字東内、字鐘平、字神井内、字先田外戸、字大門、字別郷、字上杉、字近山田の各全部
 大字由比北田字宗脇
 大字由比町屋原字矢田、字竹ノ尾、字宗脇
 大字由比今宿字上ノ山、字葉京
 大字由比寺尾字庵坂、字高山、字出口
 大字由比東倉澤字立合
 大字由比西山寺字芦野、字峯脇、字北條山、字久保田
 大字由比阿僧字上無奈脇
 大字由比西倉澤字山下の各一部

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。  
 平成22年 9月24日

静 岡 県  
 上記代表者 静岡県知事 川 勝 平 太  
 記

- 1 都市計画の種類及び名称  
静岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市計画課

(郵便番号420 - 8601 静岡市葵区追手町 9 - 6)

静岡市役所都市計画部都市計画課

(郵便番号420 - 8602 静岡市葵区追手町 5 - 1)

4 縦覧期間

平成22年 9 月 24 日 (金) から平成22年10月 8 日 (金) まで

(閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)

~~~~~

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。

平成22年 9 月 24 日

静 岡 県

上記代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

記

1 都市計画の種類及び名称

裾野都市計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市計画課

(郵便番号420 - 8601 静岡市葵区追手町 9 - 6)

裾野市役所産業建設部都市計画室

(郵便番号410 - 1192 裾野市佐野1059)

4 縦覧期間

平成22年 9 月 24 日 (金) から平成22年10月 8 日 (金) まで

(閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)

~~~~~

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。

平成22年 9 月 24 日

静 岡 県

上記代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

記

1 都市計画の種類及び名称

御殿場小山広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市計画課

(郵便番号420 - 8601 静岡市葵区追手町 9 - 6)

御殿場市役所都市建設部都市計画課  
 (郵便番号412 - 8601 御殿場市萩原483)  
 小山町役場経済建設部都市整備課  
 (郵便番号410 - 1395 小山町藤曲57 - 2)

- 4 縦覧期間  
 平成22年 9月24日 (金) から平成22年10月 8日 (金) まで  
 (閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)

~~~~~

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第 2項の規定において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。
 平成22年 9月24日

静 岡 県
 上記代表者 静岡県知事 川 勝 平 太
 記

- 1 都市計画の種類及び名称
 御殿場小山広域都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
 縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所
 静岡県庁交通基盤部都市計画課
 (郵便番号420 - 8601 静岡市葵区追手町 9 - 6)
 御殿場市役所都市建設部都市計画課
 (郵便番号412 - 8601 御殿場市萩原483)
 小山町役場経済建設部都市整備課
 (郵便番号410 - 1395 小山町藤曲57 - 2)

- 4 縦覧期間
 平成22年 9月24日 (金) から平成22年10月 8日 (金) まで
 (閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)

~~~~~

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第 2項の規定において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。  
 平成22年 9月24日

静 岡 県  
 上記代表者 静岡県知事 川 勝 平 太  
 記

- 1 都市計画の種類及び名称  
 磐田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
 縦覧する総括図表示のとおり
- 3 縦覧場所  
 静岡県庁交通基盤部都市計画課

(郵便番号420 - 8601 静岡市葵区追手町 9 - 6)

磐田市役所建設部都市計画課

(郵便番号438 - 8650 磐田市国府台 3 - 1)

4 縦覧期間

平成22年 9 月 24 日 (金) から平成22年10月 8 日 (金) まで

(閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)

~~~~~

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。

平成22年 9 月 24 日

静 岡 県

上記代表者 静岡県知事 川 勝 平 太
記

1 都市計画の種類及び名称

磐田都市計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市計画課

(郵便番号420 - 8601 静岡市葵区追手町 9 - 6)

磐田市役所建設部都市計画課

(郵便番号438 - 8650 磐田市国府台 3 - 1)

4 縦覧期間

平成22年 9 月 24 日 (金) から平成22年10月 8 日 (金) まで

(閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)

~~~~~

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、市営土地改良事業に次のとおり同意した。

なお、同法第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の同意のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、静岡県を被告として同意処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成22年 9 月 24 日

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

| 事業主体 | 同意した事業名<br>地 区 名    | 同意年月日          |
|------|---------------------|----------------|
| 掛川市  | ため池等整備事業区<br>二つ池地 区 | 平成22年 9 月 15 日 |

## 公安委公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づき、初めて猟銃又は空気銃を所持しようとする者を対象とした猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年9月24日

静岡県公安委員会委員長 山本長行

- 講習会受講対象者  
初めて猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者
- 講習会開催日時、場所及び受付期間

| 開催日時                            | 開催場所                     | 受付期間                                 |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| 平成22年11月26日(金)<br>午前10時から午後5時まで | 静岡県警察本部10階会議室<br>(県庁別館内) | 平成22年10月26日(火)から<br>平成22年11月11日(木)まで |

- 講習内容  
次の事項について講習を行う。
  - 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いなお、この講習終了後に修了考査を実施し、合格者に講習修了証明書を交付する。
- 受講手数料  
手数料6,800円(公告日現在)を静岡県収入証紙により受講申込書提出の際、納付すること。
- 申込方法  
受講者は、最寄りの警察署に備え付けてある受講申込書2通に所要事項を記入し、写真(申請前6か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽及び無背景のライカ判)各1枚をはり付け、住所地为管轄する警察署に受付期間内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に申し込むこと。
- 受講時に持参する物
  - 筆記用具(鉛筆・消しゴム)
  - 申込み時に受領した猟銃等取扱読本
- その他
  - 猟銃又は空気銃の所持許可申請には、本講習の講習修了証明書を必要とする。
  - 講習会場には駐車場がないため、公共の交通機関を利用すること。
  - 開催日の午前9時40分に県庁別館1階ロビーで受付を行うので、受講者は集合すること。